

平成 27 年度 新上五島町行政評価実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、新上五島町行政評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成 27 年度事業評価及び基本事業評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価対象)

第 2 条 本年度は、事業評価及び基本事業評価とも完全実施とし、評価対象は次の各号による。

1. 事業評価については、次のとおりとする。

①事前評価

平成 27 年度及び平成 28 年度に実施しようとする新規の事業。

②途中評価

平成 26 年度以前から実施されており、今後も事業計画が予定されている事業。

③事後評価

平成 26 年度に事業が終了した事業。

2. 基本事業評価については、平成 26 年度の事業を取りまとめ評価をする。

(評価方法)

第 3 条 評価は、別紙の事業評価表（事前評価・途中評価・事後評価）及び基本事業評価表により行うものとする。

本年度の評価スケジュールについては、別紙のとおりとする。

(改善)

第 4 条 前条の実施に伴い生じた問題点及び今後の行政評価制度のあり方については、行政評価プロジェクトチームにおいて検討するものとする。

※要綱改正後の評価の対象外（行政評価実施要綱第 2 条の(1)(2)(3)）

(ア)国県の法定受託事務及び受託事業 → 統計調査、選挙事務など委託金で賄う事務

(イ)災害復旧費、公債費、維持補修費、維持管理費、備品購入費、予備費

→ 添付している「評価対象の範囲一覧」を参照（資料6-3）

(ウ)その他の事務事業で、町の裁量が及ばないもの → 県事業負担金、協議会等負担金など

※新規事業で当初予算要求時「事前評価」を受けて、その事業を補正で増額要求の場合

→ 増額要求の評価は不要。

※評価対象事業で、50万円以下の事業は公表しない。

平成 27 年度 行政評価スケジュール

項 目	期日及び提出期限	備 考
行政評価プロジェクト会議	4 月 8 日（水）	・ 新体制による年間スケジュール説明
総合計画の体系表の提出	<u>5 月 8 日（金）</u>	・ 26年度実績による評価の有無（途中評価か事後評価か） ・ 体系表を見え消しで修正し、ペーパーで1部提出して下さい。
1次評価（各担当課） 各評価表の提出期限		・ 総合政策課への提出期限 ・ 課内協議を徹底し、記入漏れのないようにお願いします。 ・ 1次評価の欄まで記入して下さい。 ・ 必要に応じ評価表の修正等を連絡します。
・ 途中評価表	<u>6 月 5 日（金）</u>	
・ 事後評価表	<u>6 月 5 日（金）</u>	
・ 基本事業評価表	<u>6 月 26 日（金）</u>	
・ 事前評価	<u>各補正予算要求前・当初予算要求前</u>	
2次評価（評価機関）		・ 2次評価機関による審査
・ 途中評価	7 月 24 日（金）～ 8 月 14 日（金）	
・ 事後評価	7 月 24 日（金）～ 8 月 14 日（金）	
・ 基本事業評価	10 月 16 日（金）～ 10 月 23 日（金）	
・ 事前評価	随時実施（補正要求前・当初要求前）	
評価結果の通知		・ 各課へ評価結果の通知 ・ 評価結果の広報誌による周知
・ 途中評価	9 月 18 日（金）	
・ 事後評価	9 月 18 日（金）	
・ 基本事業評価	11 月 20 日（金）	
・ 事前評価	随時実施（補正要求前・当初要求前）	
住民への公表		・ 評価結果の公表 ・ 各支所及びホームページ
・ 途中評価	9 月 30 日（水）	
・ 事後評価	9 月 30 日（水）	
・ 基本事業評価	11 月 27 日（金）	
・ 事前評価	11 月 27 日（金）	
3次評価		・ 住民から意見があったものについて再評価を実施
・ 途中評価	10 月 1 日（木）～ 10 月 30 日（金）	
・ 事後評価	10 月 1 日（木）～ 10 月 30 日（金）	
・ 基本事業評価	12 月 1 日（火）～ 12 月 18 日（金）	
・ 事前評価	12 月 1 日（火）～ 12 月 18 日（金）	
住民への再公表（2回目）	12 月 25 日（金）	・ 再評価した結果を再公表

評価の流れ

※基本目標：「町民本位の効率的な行政システムづくり」

※個別目標：「成果志向による行政運営」「住民に対する説明責任」「職員の意識改革・能力開発」

